

第２期新居浜市上下水道局障がい者活躍推進計画

機関名	新居浜市上下水道局
任命権者	新居浜市長（管理者）
計画期間	令和７年４月１日～令和１２年３月３１日（５年間）
新居浜市上下水道局における障害者雇用に関する課題	新居浜市上下水道局は新居浜市より出向された職員で構成されているため、障がい者に限らず、これまで職員の募集・採用は行っていない。これまでのところ大きな問題を生じたこともなく、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。
目標	
①採用に関する目標	職員については新居浜市からの出向者であり、採用等を行っていないため目標等の設定はできない。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事課記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
１．障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として企画経営課長を選任する。 ○障害者職業相談員の選任義務に関わらず、障がいのある職員が在籍した場合には、新居浜市総務部人事課に設置している相談員を、障がいのある職員の相談窓口として指定する。
２．障がい者の活躍の基本となる職	○障がいのある職員から従来の業務遂行が困難との相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３．障がい者の活躍を推進するための環境整備・人材管理	○半期ごとに実施している人事評価の面談及び人事課の面談の際、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
４．その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。